議案を原案可決

制定などを可決しました。 浦市放課後児童クラブ条例の る条例等の一部改正、放課後児 改正する法律の施行に伴う、 ど必要な事項を定めるため、土 童クラブの設置及び管理に関 土浦市医療福祉費支給に関す じめ、健康保険法等の一部を ンター条例等の一部改正をは とに伴う、土浦市療育支援セ し、開所時間や育成料の納入な ビスの支給決定が行われるこ たな基準により障害福祉サー 障害者自立支援法に基づく新 条例の制定・改正については、 今回可決された議案のうち、

円を減額し、その総額を四百 ぞれ一億五千五百十六万五千 計補正予算は、歳入歳出それ 決されました。(詳細別記掲載) る条例の一部改正についても可 土浦市議会議員の定数を定め 三十億八千四百八十九万九千 平成十八年度土浦市一般会

行を計画している、「デマンド 区タクシー協同組合が試験運 円とするものです。 歳出の主なものは、土浦

> の新設工事の費用であります。 及び山ノ荘小学校児童クラブ 都和小学校児童クラブの都和 おける健全育成を図るため、 小学校低学年児童の放課後に 計上、昼間、保護者のいない 自由通路の改修工事委託料の の補助金をはじめ、荒川沖駅 型福祉交通(乗合タクシー)」へ 繰越金などの計上です。 小学校余裕教室への移設工事 歳入は、国・県の支出金や

> > 員提案により、

現行の議員

制定されました。

本市議会としては、

現在の

員の定数を定める条例」が可決 員提出議案の「土浦市議会議

九月定例会最終日に、

議

議員の定数を定める条例の一 二十八人とする「土浦市議会 定数三十二人を四人削減し、

権の流れを踏まえ、議員自ら 厳しい社会経済情勢や地方分

者)などの議案を可決しました。 道の路線の認定・廃止や訴えの 防ポンプ自動車一台更新)、市 農業集落排水事業)補正予算、 保険・介護保険・下水道事業・ 提起(市営住宅家賃の大口滞納 工事請負契約、財産の取得(消 土浦市立博物館常設展示改装 その他、特別会計(国民健康

議員から提出されました、

ました。 護委員候補者の推薦が行われ 審査することになりました。 特別委員会を設置し閉会中に 決算の認定については、決算 歳入歳出決算と水道事業会計 また、平成十七年度土浦市 人事案件としては、人権擁

定数条例の改正

議員の定数を

削減

ととなったことに伴い、平成 る議員定数を条例で定めるこ 員定数三十四人を上限とす 自治法の改正により、法定議

議員定数を三十二人とする議 十三年九月定例会において、

原案可決されました。 部改正について」が提出され、

を四人削減し、三十二人とし 減少する条例」が原案可決さ の「土浦市議会議員の定数を 例会において、議員提出議案 ては、昭和五十九年十二月定 れ、当時の議員定数三十六人 本市議会の議員定数につい

りました。

されることになります。 ては、次の一般選挙から施行 なお、この改正条例につい 32人から**28**人に

海老原

郎 良雄

盛

古

沢

喜

人権擁護委員候補者

決算特別委員会委員

委員長

久

坂

本 松

吉

田

千鶴子 喜久江

荒

武

江 井

勇起夫

(沖宿町一四八三番地) 庄二氏

大嶋

寄附の禁止について

政治家(候補者、立候補予定者、現に公 職にある者)が選挙区内の人にお金や物 を贈ることは、政治家本人が出席する場 合の結婚祝いや香典などの特定の場合 を除き、法律で禁止されています。有権 者が求めてもいけません。

らない

題に対して種々議論を重ねた

であると考え、議員定数の問 が身を律し、範をたれるべき

結果、今回の条例の改正に至



求めない



受け取らない

その後、平成十二年の地方

